

福津市屋外広告物条例施行規則  
(平成27年8月17日福津市規則第20号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市屋外広告物条例(平成27年福津市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域の種別等)

第2条 条例第3条に規定する地域、区域又は場所(以下「禁止地域」という。)及び禁止地域を除く地域、区域又は場所(以下「許可地域」という。)は、別表第1の左欄に掲げる種別によって区分し、当該種別に属する地域、区域又は場所は、同表の右欄に定めるとおりとする。

(禁止展望広告物等)

第3条 条例第4条に規定する屋外広告物(以下「広告物」という。)又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する広告物又は掲出物件とする。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(以下「自家広告物等」という。)以外の広告物又は掲出物件
- (2) 建築物の屋上又は屋上構造物(建築物の屋上部分となる階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類するものをいう。)に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(以下「屋上広告物等」という。)
- (3) 表示面積が10平方メートルを超える広告物又は掲出物件

(許可の申請)

第4条 条例第6条又は第7条若しくは第11条第4項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物(新規・変更・更新)許可申請書(様式第1号。以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 許可申請書には、次に掲げる図書等を添付しなければならない。

- (1) 広告物又は掲出物件を設置する場所の状況を知り得る図面及びカラー写真(申請前3月以内に撮影したものに限る。以下同じ。)
- (2) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造(照明等の附帯物を含む。)等に関する仕様書及び図面

(3) 広告物の意匠、色彩及び表示に関する図書

(4) 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう、以下同じ。)又は工作物に広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証する書面又はその写し

(5) はり紙又ははり札等に類するものについては、その現物又は見本

3 市長は、必要と認めるときは、許可申請書の記載内容及び前項各号に掲げる図書等の一部を省略させることができる。

(広告物活用地区)

第5条 条例第8条第2項の規定による確認を受けようとする者は、屋外広告物(新規・変更・更新)確認申請書(様式第2号。以下「確認申請書」という。)に前条第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定は、確認申請書を提出する場合について準用する。

(景観保全型広告整備地区)

第6条 条例第9条第6項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物表示・設置届(様式第3号。以下「設置届」という。)に第4条第2項に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第4条第3項の規定は、設置届を提出する場合について準用する。

(広告物協定地区)

第7条 条例第10条第1項の規定による広告物協定が適当である旨の市長の認定、同条第3項の規定による広告物協定を変更する旨の市長の認定又は同条第7項の規定による広告物協定を廃止する旨の市長の認定を受けようとする者は、広告物協定認定申請書(様式第4号)に広告物協定書の写し及び広告物協定地区の位置図(広告物協定を廃止する旨の市長の認定を受けようとする場合を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該内容が適当であると認めるときは、広告物協定認定書(様式第5号)を交付するものとする。

(公共広告物)

第8条 条例第11条第1項ただし書の規則で定めるものは、はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗その他これらに類するもの以外の広告物又は掲出物

件(官公署の建物及びその敷地に表示し、又は設置されるものを除く。)とする。

- 2 条例第11条第1項ただし書の規定による協議をしようとする国又は地方公共団体は、公共広告物協議書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(適用除外の基準)

- 第9条 条例第11条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第10号、同条第3項から第5項までに規定する規則で定める基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(経過措置)

- 第10条 条例第12条の規則で定める広告物又は掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他耐久性を有する構造の広告物又は掲出物件で、建築基準法第88条第1項において準用する第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準じるものと市長が認めたもの(以下「堅固な広告物等」という。)とする。

- 2 条例第12条の規則で定める期間は、7年間とする。ただし、この期間中に一度でも変更し、又は改造した(条例第15条ただし書に規定する軽微な変更又は改造を除く。)広告物又は掲出物件は、この限りでない。

(許可等の期間)

- 第11条 条例第14条第1項に規定する規則で定める期間は、別表第3に定めるとおりとする。

(許可等の期間の更新)

- 第12条 条例第14条第3項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、既に受けている許可期間の満了の日の10日前までに許可申請書又は確認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の許可申請書又は確認申請書には、次に掲げる図書等を添付しなければならない。

- (1) 広告物又は掲出物件の現況のカラー写真

- (2) 屋外広告物自主点検結果報告書(様式第7号。条例第20条の規定により屋外広告物管理者を設置するものについては、その点検を受けたものに限る。)

- (3) 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建築物、工作物に広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証する書面又はその写し

- 3 第4条第3項の規定は、前2項の許可等の申請について準用する。

(変更又は改造の許可等の申請)

第13条 条例第15条第1項の許可等を受けようとする者は、当該許可等に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとする日の10日前までに許可申請書又は確認申請書を市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の許可等の申請について準用する。

(軽微な変更又は改造)

第14条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広告物又は掲出物件の形状、寸法及び主要構造に変更を来さない程度の改造、補強又は修理
- (2) 表示の内容、意匠、色彩又は表示の面積を変更しない塗装替
- (3) 掲出物件に、当該許可の期間内に同一業務に関する広告物を取り替えて表示する場合

(許可の基準)

第15条 条例第16条第1項に規定する許可の基準は、別表第4に定めるとおりとする。

(許可等又は届出の通知等)

第16条 市長は、第4条、第5条、第12条又は第13条の規定による許可等の申請に基づき許可等をするとき、屋外広告物(新規・変更・更新)許可書(様式第8号)又は屋外広告物(新規・変更・更新)確認書(様式第9号)に、屋外広告物許可等証(様式第10号)を添えて申請者に通知・交付するものとする。

2 市長は、第6条の規定による届出を受け付けたときは、屋外広告物届出証(様式第11号)を届出者に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次条第1項第1号に規定する簡易な広告物又は掲出物件のうち支障がないと市長が認めるものについては、屋外広告物許可等印(様式第12号)又は屋外広告物届出印(様式第13号)の押印をもって屋外広告物許可等証又は屋外広告物届出証の添付に代えるものとする。

4 広告物又は掲出物件の許可等を受けた者で、次条第1項第2号、第3号及び第2項に規定する広告物又は掲出物件を設置した者は、設置完了後、速やかに屋外広告物表示・設置完了届(様式第14号)を市長に提出するものとする。

(屋外広告物管理者)

第17条 条例第20条第1項ただし書の規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。

- (1) はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗、アドバルーン及びこれらに類するもの
- (2) 電柱又は街灯柱、標識の類を利用する広告物その他これに類するもの
- (3) 建築物その他の工作物等の壁面に直接塗付する広告物

2 条例第20条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、堅固な広告物等と市長が認めたものとする。

(屋外広告物管理者等の届出)

第18条 広告物又は掲出物件の許可等を受けた者は、次に掲げる場合は、直ちに、屋外広告物管理者等設置・変更届(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第21条第1項の規定による屋外広告物管理者を設置又は変更した場合。ただし、広告物又は掲出物件の許可等を受けようとする者が許可申請書又は確認申請書を提出する際に、当該申請書の屋外広告物管理者の欄に所定の事項を記載したときは、この限りでない。
- (2) 条例第21条第2項の規定による許可等に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に変更があった場合
- (3) 条例第21条第3項の規定による許可等に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者が、その氏名若しくは名称又は住所を変更した場合

(除却の届出)

第19条 条例第22条第2項の規定による広告物又は掲出物件の除却の届出は、屋外広告物除却届(様式第16号)によるものとする。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、屋外広告物除却届を提出する場合について準用する。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第20条 条例第24条第2項第1号の規則で定める場所は、福津市役所とする。

2 市長は、条例第24条に規定する方法により公示を行うとともに、保管した広告物(条例第27条第1号に規定する広告物を除く。)又は掲出物件の保管物品一覧簿(様式第17号)を備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければ

ならない。

(売却の手續)

第21条 条例第26条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札及び開札の場所並びに日時
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) 無効入札に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

2 条例第26条第2項の規則で定める場所は、前条第1項に規定する場所とする。

3 条例第26条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約条項を示す場所
- (2) 入札及び開札の場所並びに日時
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 無効入札に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(返還の手續)

第22条 条例第28条の規定により、返還を受けるべき所有者等に保管した広告物又は掲出物件若しくは売却した代金を返還するときは、屋外広告物等返還(申出・受領)書(様式第18号)と引換えに返還するものとする。

(身分証明書)

第23条 条例第29条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第19号とする。

附 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

地域の種別等

種別	地域、区域又は場所
第1種禁止地域	1 条例第3条第3号に掲げる地域のうち、新原・奴山古墳群として指定された古墳及びその史跡地並びに当該敷

	<p>地の周囲100メートル以内の地域</p> <p>2 条例第3条第9号及び第10号に掲げる区間のうち、国道495号の津屋崎8丁目2054番地先から勝浦730番地の3地先までの区間及びこの区間の道路の路端から両側100メートル以内の区域</p>
第2種禁止地域	<p>1 条例第3条第2号の区域のうち、新原・奴山古墳群眺望区域1、新原・奴山古墳群眺望区域2の範囲で、市長が第2種禁止地域として指定する地域</p> <p>2 条例第3条第4号に掲げる地域</p> <p>3 条例第3条第5号に掲げる地域</p> <p>4 条例第3条第7号に掲げる地域</p> <p>5 条例第3条第9号に掲げる区間のうち、高速自動車国道の全区間</p> <p>6 条例第3条第10号に掲げる区域のうち、高速自動車国道に接続し、当該道路から展望できる両側500メートル以内の区域</p> <p>7 条例第3条第14号に掲げる地域</p>
第3種禁止地域	<p>1 条例第3条第1号に掲げる地域のうち、条例第3条第2号で定める新原・奴山古墳群眺望区域2及び津屋崎千軒区域の範囲内にある第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域</p> <p>2 条例第3条第9号に掲げる区間のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)国道495号のうち勝浦730番地の3地先から勝浦373番地の2地先までの区間</p> <p>(2)国道495号のうち津屋崎1丁目692番地の1地先から津屋崎8丁目2054番地先までの区間</p> <p>3 条例第3条第10号に掲げる区域のうち、2(1)に掲げる区間の道路の路端から両側100メートル以内の区域</p>
許可地域	<p>1 第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域を除く地域、区域又は場所</p>

注 禁止地域にあって一の種別の地域、区域又は場所が、2以上の種別の地域に重複して該当する場合は、当該地域、区域又は場所は、種別の数字が最も小さい種別の地域とする。

別表第2(第9条関係)

1 禁止地域、禁止物件、許可地域における適用除外の基準(許可申請不要)

広告物の種類	規制の適用を除外する基準			
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	許可地域
条例第11条第2項第1号の自家広告物等	表示面積が、合計5平方メートル以内であること。	表示面積が、合計10平方メートル以内であること。 ただし、条例第3条第9号、第10号及び第14号に掲げる地域、区域又は場所にあつては、表示面積が合計5平方メートル以内であること。	表示面積が、合計10平方メートル以内であること。	表示面積が、合計15平方メートル以内であること。
条例第11条第2項第2号の管理広告物	表示面積が、合計2平方メートル以内であること。	表示面積が、合計5平方メートル以内であること。		
条例第11条第2項第3号の屋外広告物	(1)当該工事期間中に限り表示されるものであること。 (2)営利を目的としないものであること。			
条例第11条第2項第6号の自動車に表示	次のいずれかに該当する広告物であること。 (1) 自動車の所有者又は管理者の氏名、名称、店名若しく			

される広告物	<p>は商標又は自己の事業若しくは営業の内容等を表示するものであって、広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内であるもの。</p> <p>(2) 営利を目的としない宣伝、行事又は催物等を表示するものであって、広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内であるもの。</p>	
条例第11条第2項第10号の簡易な広告物	表示期間が、1月以内であること。	
条例第11条第3項第1号の自家広告物等(禁止物件)	表示面積が、合計2平方メートル以内であること。	表示面積が、合計5平方メートル以内であること。
条例第11条第3項第2号の管理広告物(禁止物件)	表示面積が、合計2平方メートル以内であること。	表示面積が、合計5平方メートル以内であること。
条例第11条第5項の寄贈広告物	<p>(1)表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること。</p> <p>(2)表示は、原則として1個限りであること。</p>	

注 上表に掲げる各基準のほか、別表第4の基準に適合すること。

## 2 許可を受けて広告物を掲出する場合における適用除外基準

広告物の種類	許可により規制の適用を除外する基準		
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
条例第11条第4項第1号の自家広告物等 のうち、広告塔及び 広告板	表示面積が、合計10平方メートル以内であること。	表示面積が、合計15平方メートル以内であること。	表示面積が、合計20平方メートル以内であること。
条例第11条第4項第1号の自家広告物等	別表第4の3(2)の各基準値以内であること。		

のうち、上記以外の 自家広告物等		
条例第11条第4項第 2号の道標、案内板 等	<p>(1) 表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>(2) 色彩は、原則として3色以内であること。</p> <p>(3) 設置箇所は、原則として一の施設又は場所につき禁止地域内で3箇所以内であること。</p> <p>(4) 地上に設置するものにあつては、高さ5メートル以下であること。</p> <p>(5) 複数の施設又は場所を集合して表示し、又は複数の道標、案内板等を表示し、若しくは設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化が図られていること。</p> <p>(6) 表示面積は、一の施設又は場所につき1面あたり2平方メートル以内かつ合計面積が4平方メートル以内であること。(5)に該当するものにあつては、1面8平方メートル以下かつ合計16平方メートル以下かつ一の施設又は場所につき1面2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下であること。</p>	
	市長が指定する地 域に設置するもの であること。	
条例第11条第4項第 3号の指定団体が表 示できる屋外広告 物	<p>(1) 1敷地あたりの表示面積が合計3平方メートル以内であること。</p> <p>(2) 原則として公共の用に供するものであり、かつ、営利を目的としないものであること。</p>	

注 1 上表に掲げる各基準のほか、別表第4の基準に適合すること。

2 第2種禁止地域又は第3種禁止地域における、延べ面積1,000平方メートルを超える店舗、宿泊施設その他これらに類するものにあつては、自家広告物等の広告塔及び広告板の表示面積の合計が「15平方メートル」とあるのは「15平方メートルに、延べ面積を1,000平方メートルで除して得た数(1

未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に10平方メートルを乗じて得た面積(以下この項において「総量特例面積」という。)を加えた面積」と、「20平方メートル」とあるのは「20平方メートルに、総量特例面積を加えた面積」と読み替えて合計面積の基準とすることができる。ただし、第2種禁止地域においては45平方メートル、第3種禁止地域においては50平方メートルを上限とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、景観審議会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の良好な景観の形成に寄与すると特に認められた場合は、自家広告物等の広告塔及び広告板の合計面積の基準を緩和することができる。

#### 別表第3(第11条関係)

##### 許可等の期間

広告物の種類	期間
はり紙、はり札等、立看板等、広告幕・広告旗、アドバルーン及びこれらに類するもの	1月以内
上記以外の広告物	3年以内

注 1 許可等の期間が1月以内の広告物であって、別表第4の基準に適合し、かつ、良好な管理が行われていると市長が認める広告物は、最長3年まで期間を延長することができる。

- 2 禁止地域にアドバルーンを表示又は設置する場合にあつては、期間を3日以内とする。

#### 別表第4(第15条関係)

##### 屋外広告物等の許可の基準

##### 1 定義

用語	意義
広告塔	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され又は建築物その他の工作物等を利用して取り付けられ、立体的に広告内容を表示するもの
広告板	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され又は建築物その他の工

		作物等を利用して取り付けられ、平面的に広告内容を表示するもの(建築物その他の工作物等に直接塗り書きする場合を含む。)
はり紙、はり札の類	はり紙	紙等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等を利用して貼り付けて、広告内容を表示するポスター、ビラ等
	はり札等	紙、木、合成樹脂又は金属等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの(法第7条第4項に規定するはり札等をいう。)
立看板等		紙、布、木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等を利用して立てかけられ移動性のあるもので、広告内容を表示するもの(法第7条第4項に規定する立看板等をいう。)
広告幕、広告旗		布又は網等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの(広告旗にあつては、法第7条第4項に規定する広告旗をいう。)
アドバルーン		綱に綱を付けた気球を掲揚し、その綱又は気球を利用したものであって、広告内容を表示するもの
電柱又は街灯柱の類を利用するもの	袖付広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、電柱、街灯柱その他電柱に類するものを利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの
	巻付広告	金属等を使用して作成されたものであって、電柱、街灯柱その他電柱に類するものを利用して巻きつけられ、広告内容を表示するもの
標識の類を利用するもの		金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、停留所の標識、消火栓の標識その他これに類するものを利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの
自動車の外面を利用す		バス等の車体を利用して広告内容を表示するもの

るもの	
映像広告	高輝度発光ダイオード(LED)や液晶パネル、建築物その他の工作物等の壁面等を利用して、映像(静止画、動画)によって広告内容を表示するもの

## 2 許可の基準(共通基準)

項目	要件
広告物の規模	<p>(1) 屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺景観との調和を図るとともに、広告物の面積、高さ、数量は必要最小限とすること。</p> <p>(2) 複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化すること。</p> <p>(3) 主要な交差点などに案内表示や屋外広告物を掲出する場合は、できる限り共同化・集合化を図ること。</p> <p>(4) 広告旗等の簡易広告物については、過度な数量の掲出を避け、また周辺環境や建築物と調和したものとする。</p>
周辺との調和	<p>(1) 景観を引き立たせる質の高いデザインとするように努めること。</p> <p>(2) 建築物、工作物に附属させる広告物については、周辺環境と同時に、当該建築物、工作物との調和を図ること。</p> <p>(3) 稜線を乱す屋上広告物等は、表示又は設置しないよう努めること。</p> <p>(4) 野立広告物が、田園地帯や山間部の自然景観を阻害しないようにすること。</p>
色彩や光の使い方	<p>(1) 屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとする。</p> <p>(2) 蛍光、夜光その他これらに類する塗料は使用しないよう努めること。</p> <p>(3) 動光、点滅照明、その他これらに類似するものは設置しないよう努めること。</p> <p>(4) 反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告又はこれらに類するものは、表示又は設置しないよう努める</p>

	こと。
設置の制限	(1) 景観重要公共施設については、展望に配慮する施設(道路、河川、漁港、港湾)として位置づける。 (2) 禁止地域にあつては、自家広告物等以外の屋外広告物をできる限り設置しないように努めること。
耐久性・安全性	(1) 広告物の材質が耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置方法が倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものとする。
他法令の遵守	(1) 道路法(昭和27年法律第180号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあつては、これらの法令の規定に適合すること。

### 3 許可の基準(個別基準)

#### (1) 広告塔及び広告板

設置場所による 広告物の種類	許可の基準			
	第1種 禁止地域	第2種 禁止地域	第3種 禁止地域	許可地域
野立広告物(地上に建てられたものをいう。)	自家広告物等に限る。			(ア)鉄道又は道路(国道及び主要地方道に限る。)からの展望を目的とする野立のものにあつては、広告塔の高さは30メートル以下、広告板の高さは10メートル以下とし、対向面積は100平方メートル以内、相互間の距離は50メートル以上、鉄道又は道路までの距離は100メートル
	(ア)地上からの高さは、6メートル以下とすること。 (イ)表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。	(ア)地上からの高さは、8メートル以下とすること。 (イ)表示面積の合計は、10平方メートル以内とすること。	(ア)地上からの高さは、8メートル以下とすること。 (イ)表示面積の合計は、10平方メートル以内とすること。	

			<p>以上とすること。</p> <p>(イ)上記以外のものにあつては、広告塔は高さ15メートル以下(商業地域にあつては、30メートル以下)、対向面積は50平方メートル以内、広告塔相互間の距離は15メートル以上とすること。広告板は高さ5メートル以下、対向面積は50平方メートル以内、広告板相互間の距離は5メートル以上とすること。</p> <p>(ウ)商業地域にあつては、高さに係る基準のみを適用する。</p>
<p>屋上広告物等(建築物の屋上に設置されたものをいう。)</p>	<p>設置を禁止する。ただし、勾配屋根に取り付ける自家広告物等で、屋根高を超えない高さとしたものを除く。</p>	<p>(ア)自家広告物等に限定する。</p> <p>(イ)高さは、これを設置する建築物の高さの3分の1以下かつ建築物の高さから3メートル以下とすること。</p>	<p>(ア)高さは、これを設置する建築物の高さの3分の2以下、地上から上端までの高さは50メートル以下とすること。</p> <p>(イ)屋上構造物を利用する場合の表示面積は、各壁面面積の2分の1未満とすること。</p>

壁面広告物(建築物又は工作物の壁面に取り付けられたものをいう。)	自家広告物等に限る。		表示面積は、各壁面面積の3分の1以内(商業地域にあっては、各壁面面積の5分の3以内)とすること。
	表示面積は、各壁面面積の4分の1以内とすること。	表示面積は、各壁面面積の3分の1以内とすること。	
突出広告物(壁面から突き出して取り付けられたものをいう。)	(ア)自家広告物等に限る。 (イ)上端は、建物の壁面上端より上に表出しないこと。 (ウ)下端は、道路以外の場所では、地上から2.5メートル以上とすること。		表示面積の合計は、20平方メートル以内とすること。
	壁面からの突出幅は、1メートル以下とすること。	壁面からの突出幅は、1.5メートル以下とすること。	

注 「商業地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の近隣商業地域、商業地域をいう。

(2) 簡易な広告物

広告物の種類	許可の基準			
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	許可地域
はり紙、はり札等の類	表示面積は1平方メートル以内とすること。			
立看板等	大きさは縦2.0メートル以下、横1.0メートル以下、脚の長さは0.3メートル以下とすること。			
広告幕	表示面積は15平方メートル以内とし、風圧に耐えるようにしっかりと係留すること。			
広告旗	表示面積は2平方メートル以内とし、4本以上設置する場合は相互の距離を3メートル			表示面積は2平方メートル以

		以上とすること。	内とすること。
アドバルーン		1敷地につき1個までとし、風圧に耐えるようにしっかりと係留すること。	
電柱又は街灯柱の類を利用するもの	袖付広告	広告面の下端は、道路以外の場所では地上から2.5メートル以上、出幅は0.8メートル以下、大きさは縦1.5メートル以下、横0.8メートル以下とすること。	
	巻付広告及び直接塗付する広告	(ア)広告面の下端は、地上から1.2メートル以上、大きさは縦1.8メートル以内とすること。 (イ)1本につき1個までとすること。	
標識の類を利用するもの	停留所の標識を利用する広告	広告1面あたりの表示面積は、標識の表示面の面積の3分の1以内とすること。	
	消火栓の標識を利用する広告	広告面の下端は、道路以外の場所では地上から2.5メートル以上、大きさは縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下とすること。	
自動車の外面を利用するもの		<p>(ア) 定期路線バスの外面を利用し、表示するもの((イ)に規定するものを除く。)は、次に掲げるものであること。</p> <p>i 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみとし、表示面積は、それぞれの窓面面積の30パーセント以内とすること。</p> <p>ii 広告物の色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとすること。</p> <p>iii 広告物の表示の方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと。</p> <p>iv 広告物の材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、</p>	

	<p>運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと。</p> <p>(イ) 定期路線バスの外面を利用し、広告板を用いて表示する広告物の表示面積は、1台につき、側面にあつては左右それぞれ5平方メートル以内、後面にあつては0.5平方メートル以内とすること。</p>
--	--

(3) 色彩・照明等に関する許可の基準

色彩・照明等の種類	色彩・照明等許可基準			
	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	許可地域
工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格Z8721(色の表示方法—三属性による表示)に定める彩度	彩度6を超える色彩を使用する面積が1面の表示面積の2分の1以下とすること。			—
蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料の広告面への使用	使用を禁止する。			—
動光、点滅照明、その他これらに類似するもの	表示又は設置を禁止する。			—
反射効果のあるもの、電光表示装置等を用いる映像広告又はこれらに類するもの	表示又は設置を禁止する。			—